

監 査 報 告 書

2025（令和 7）年 5 月 29 日

学校法人 千葉敬愛学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 千葉敬愛学園

監事

小島憲明

監事

福島健郎

私たちは、旧私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人千葉敬愛学園旧寄附行為（令和 6 年 7 月 5 日施行）第 12 条の規定に基づき、学校法人千葉敬愛学園の 2024（令和 6）年度[2024（令和 6）年 4 月 1 日から 2025（令和 7）年 3 月 31 日まで]の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

学校法人千葉敬愛学園監事監査規程に基づき作成した 2024（令和 6）年度監事による監査計画書に従い、理事会、評議員会その他重要な会議に出席したほか、随時、理事等から業務執行の状況を聴取し、また重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている学校における業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人（公認会計士松本香、公認会計士望月崇）が定期的に行う期中監査に立ち会い、会計監査についての報告及び説明を受け、さらに、内部監査人による監査結果の報告を参考に計算書類等について検討を加え、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について意見を述べるために必要と認められる監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する執行は適正に行われており、計算書類等（事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録）は会計帳簿の記載と合致し、適法かつ正確に学校法人の収支状況及び財産状況を示しているものと認めます。
- (2) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況に関し、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以 上